

第85期

# 定時株主総会招集ご通知

## ■ 開催日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時

## ■ 開催場所

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号  
COREDO室町1 5階  
日本橋三井ホール

## 決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

## 目次

株主のみなさまへ	1
<b>招集ご通知</b>	
第85期定時株主総会招集ご通知	2
<b>株主総会参考書類</b>	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件	5
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	9
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	18
議決権のご行使についてのご案内	20
<b>事業報告</b>	
1 企業集団の現況に関する事項	22
2 会社の株式に関する事項	32
3 会社役員に関する事項	35
4 会計監査人に関する事項	42
5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	43
6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	45
7 剰余金の配当等の決定に関する方針	46
<b>連結計算書類</b>	
連結貸借対照表	47
連結損益計算書	48
連結株主資本等変動計算書	49
<b>計算書類</b>	
貸借対照表	50
損益計算書	51
株主資本等変動計算書	52
<b>監査報告書</b>	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	53
会計監査人の監査報告書	55
監査等委員会の監査報告書	57

# 株主のみなさまへ

株主のみなさまには、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年4月、岡三証券グループは創業100周年を迎えました。これもひとえに、株主さまをはじめステークホルダーのみなさまのご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

業界環境の変化が加速する中において、次の100年も持続的な成長を実現するための経営基盤を確立すべく、当社グループではこのたび、2027年度を最終年度とする中期経営計画を策定いたしました。当社グループの存在意義を「金融のプロフェッショナルとしてお客さまの人生に貢献する」こととします。何よりも「人」を大切にし、成長戦略として、「One to Oneマーケティングの強化」、「プラットフォームの高度化」、「コーポレートブランディングの進化」を掲げ、実現性を高めるために全領域でデジタル化を推進する計画です。

お客さまの人生に寄り添い、お客さまの資産を将来、さらには次世代へと「つなぐ」使命を果たすとともに、当社グループが有する各種リソースなどを通じて、ビジネスパートナーとお客さまを「つなげる」役割を担い、多様なステークホルダーのみなさまとより深い絆で「つながる」証券グループを目指してまいります。

創業100周年を新たなスタートラインと位置付け、将来の発展に向けた改革を推し進めることで、企業価値を向上させてまいります。株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

取締役社長 **新芝宏之**

証券コード 8609  
2023年6月7日  
(電子提供措置の開始日2023年5月31日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目17番6号  
**株式会社 岡三証券グループ**  
取締役社長 新 芝 宏 之

## 第85期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

([https://www.okasan.jp/ir/stockholder/general\\_meeting](https://www.okasan.jp/ir/stockholder/general_meeting))



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述いたしますご案内の方法により2023年6月28日（水曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 COREDO室町1 5階 日本橋三井ホール <small>（ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）</small>
3. 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第85期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第85期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

### 【株主総会資料等の電子提供制度に伴う対応について】

議決権を有する株主さまには、法令上送付が必要な簡易な招集通知（狭義の招集通知および電子提供するウェブサイトのご案内）に加え、決議事項を記載した株主総会参考書類を添付したサマリー版招集通知を郵送いたしております。

## 【お知らせ】

1. 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - (1) 連結計算書類の連結注記表
  - (2) 計算書類の個別注記表
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
3. 事前質問の受付および事後の動画配信のご案内  
本株主総会においては、以下の配信サイトにて事前質問の受付および事後の動画配信をいたします。事前質問および動画配信は株主さま専用のコンテンツとなっており、以下のIDとパスワードをご入力の上アクセスください。

株主専用サイト	株主さまのみのご案内	
ID・パスワード	株主さまのみのご案内	
事前質問の受付期間	2023年6月7日（水）午前9時から2023年6月22日（木）午後5時まで	
配信予定日時	2023年7月6日（木）午後1時から2023年7月28日（金）午後5時まで	

### 【株主専用サイトログインまでの手順】

- ①上記の株主専用サイトにアクセスください。
- ②株主専用サイト内のご注意事項をご確認いただき、同意いただける場合は【上記注意事項に同意してログインページに移動する】をクリックください。
- ③ログインページにて、上記のIDとパスワードをご入力ください。
- ④【ログイン】をクリックしてお進みください。

### 【事前質問に関するご注意事項】

いただいたご質問の中で、株主のみなさまの関心が特に高いと思われる質問については、株主総会にて回答させていただく予定です。なお、個別のお取引に関するご質問は回答いたしかねますので、ご了承ください。

### 【動画配信に関するご注意事項】

- ・配信映像の録画・撮影や保存はご遠慮ください。また配信URL・ID・パスワードの外部公開はお控えください。
- ・ご使用のパソコン等の端末およびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、正常にご視聴いただけない場合がございます。
- ・配信をご視聴いただく場合の通信料等につきましては、株主さまのご負担となります。

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の見直しを行うために、取締役3名を減員し、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各取締役候補者の業務執行状況、見識、能力等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位および担当	当年度の取締役会への 出席状況
1	<b>再任</b> 新 芝 宏 之 しん しば ひろ ゆき	取締役社長	100% (14回/14回)
2	<b>再任</b> 池 田 嘉 宏 いけ だ よし ひろ	取締役 ITビジネス戦略部門管掌	100% (14回/14回)



候補者  
番号

1

しん しば ひろ ゆき  
新 芝 宏 之

1958年3月2日生

- 所有する当社株式数 87,000株
  - 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 取締役会長
- 再任

## 略歴、当社における地位および担当

1981年4月	当社入社	2011年4月	専務取締役
2001年6月	取締役就任		企画部門・人事企画部担当
2003年10月	岡三証券株式会社 常務取締役就任	2014年4月	取締役社長就任
2004年6月	当社 常務取締役就任	2020年4月	岡三証券株式会社 取締役会長就任
2006年6月	専務取締役就任		現在に至る

## 取締役候補者とする理由

新芝宏之氏は、2001年より当社取締役として企画部門を担い、2014年より当社取締役社長として当社グループの経営の推進に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。





候補者  
番号

2

いけ だ よし ひろ  
池 田 嘉 宏

1962年7月15日生

■ 所有する当社株式数

42,900株

■ 重要な兼職の状況

岡三証券株式会社 取締役社長

再任

## 略歴、当社における地位および担当

1986年4月	当社入社	2020年6月	当社 取締役就任
2014年4月	岡三証券株式会社 取締役就任 金融法人部門担当		岡三証券株式会社 取締役就任
2017年4月	同社 トレーディング部門・グロー バル戦略室担当	2021年4月	当社 専務執行役員就任 戦略部門・グループ企業支援部・サ ステナビリティ推進室・法人RM部 管掌兼システム戦略部・資産運用ビ ジネス企画部担当（グループCSO 兼グループCLO、グループCDO、 グループCIO）
2018年4月	同社 常務執行役員就任 金融法人部門副管掌		岡三証券株式会社 企画部門管掌兼 システム企画部担当（CIO）
2019年6月	当社 常務執行役員就任 法人RM部担当 岡三証券株式会社 金融法人部門・グローバル戦略室 管掌兼法人業務部共同管掌	2022年6月	当社 取締役兼副社長執行役員就任 岡三証券株式会社 取締役社長兼社長 執行役員就任
2020年4月	当社 グループ企業支援部管掌兼戦略 部門担当（グループCSO兼グルー プCLO、グループCDO） 岡三証券株式会社 企画部門担当	2023年4月	当社 ITビジネス戦略部門管掌 現在に至る

## 取締役候補者とする理由

池田嘉宏氏は、2014年4月より岡三証券(株)取締役として金融法人部門、トレーディング部門担当等を歴任し、2022年6月からは同社取締役社長をつとめております。また、2021年4月より当社法人RM部管掌等を歴任し、2022年6月からは当社取締役兼副社長執行役員に就任した後、ITビジネス戦略部門を担っております。その多様な経験と高い実行力は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役3名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制を一層強化するために監査等委員である取締役1名を増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社に おける地位	当年度の 取締役会への 出席状況	当年度の 監査等委員会への 出席状況
1	<b>新任</b> いまむら かおる 今村 薫	執行役員	—	—
2	<b>再任</b> ひごせい し 比護 正史	社外取締役 (監査等委員) 社外取締役候補者	93% (13回/14回)	100% (11回/11回)
3	<b>再任</b> ながい みき と 永井 幹人	社外取締役 (監査等委員) 社外取締役候補者	100% (14回/14回)	100% (11回/11回)
4	<b>再任</b> うじはら きよし 宇治原 潔	社外取締役 (監査等委員) 社外取締役候補者	100% (14回/14回)	100% (11回/11回)



候補者  
番号

1

いま  
むら  
今 村

かおる  
薫

1974年9月2日生

■ 所有する当社株式数 17,200株

■ 重要な兼職の状況 —

新任

## 略歴および地位

1997年4月	当社入社	2022年1月	同社 広域法人ユニット・東京法人ユニット・東海法人ユニット・関西法人ユニット担当
2011年10月	岡三証券株式会社 福岡支店法人部長	2022年11月	当社 執行役員就任 監査等委員会室担当
2014年4月	同社 大阪店長		現在に至る
2018年4月	同社 法人営業支援部長		
2020年4月	同社 理事任用 公共法人部担当		
2021年4月	同社 広域法人部門担当		
2021年6月	同社 執行役員就任		

## 取締役候補者とする理由

今村薫氏は、長らく岡三証券(株)において証券業務に携わり、主に法人部門での要職を歴任し、2021年には岡三証券(株)執行役員として会社経営に参画したほか、当社へは2022年より執行役員に就任し、監査等委員会室担当をつとめられており、その実績・適切な判断力は高く評価されているところであります。したがって、同氏は証券業務に精通し、かつ豊富な経験・実績に基づく高い見識を有していることから、経営における監査機能向上のために取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、今村薫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者  
番号

2

ひ  
比  
護  
正  
史

1950年12月8日生

■ 所有する当社株式数 — 株

■ 重要な兼職の状況 —

再任

社外取締役候補者

## 略歴および地位

1973年4月	大蔵省入省	2013年4月	白鷗大学大学院法務研究科教授
1978年7月	室蘭税務署長	2013年9月	一般社団法人第二地方銀行協会 参与
1989年6月	銀行局企画官	2014年6月	当社 社外監査役就任
1996年7月	理財局国有財産総括課長	2015年6月	当社 社外取締役（監査等委員） 就任（現任）
1997年7月	北海道財務局長	2016年1月	ブレークモア法律事務所 パートナー弁護士（現任）
1998年10月	預金保険機構金融再生部長	2016年3月	アイベット損害保険株式会社 社外取締役
2001年7月	財務省官房審議官	2017年4月	白鷗大学法学部教授 現在に至る
2002年7月	環境事業団理事		
2004年4月	日本環境安全事業株式会社取締役		
2005年1月	弁護士登録（現職）		
2007年6月	株式会社損害保険ジャパン顧問		
2012年7月	ニッセイ・リース株式会社顧問		

## 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

比護正史氏は、北海道財務局長、財務省官房審議官等を歴任されたのち、白鷗大学法科大学院教授、白鷗大学法学部教授およびブレイクモア法律事務所弁護士（パートナー）としてつとめられており、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は弁護士としての専門的見地および企業法務の分野における高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、弁護士としての専門的見地および企業法務の分野における高い見識から、当社と経営陣・株主等との間の利益相反を監督、また、経営の方針や経営改善について、同氏の知見に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うことでもあります。また、現在同氏は㈱東京証券取引所等の定める独立役員として指定しておりますが、引き続き独立役員として指定する予定であります。

なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、比護正史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者  
番号

3

なが い みき と  
永 井 幹 人

1955年10月28日生

- 所有する当社株式数 一 株
- 重要な兼職の状況
  - 株式会社ニッスイ 社外取締役
  - 東北電力株式会社 社外取締役
  - 株式会社オオバ 社外取締役

再 任

社外取締役候補者

## 略歴および地位

1978年 4月	株式会社日本興業銀行入行	2014年 6月	同社 取締役社長
2003年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 本店営業第二部長	2019年 4月	日鉄興和不動産株式会社 取締役相談役
2004年 6月	同行 営業第九部長	2019年 6月	同社 相談役
2005年 4月	同行 執行役員 営業第九部長		当社 社外取締役（監査等委員）就任 （現任）
2007年 4月	同行 常務取締役 コーポレートバン キングユニット統括役員	2020年 6月	日本水産株式会社 （現 株式会社ニッスイ） 社外取締役就任（現任）
2009年 4月	同行 常務執行役員 コーポレートバ ンキングユニット統括役員	2021年 6月	東北電力株式会社 社外取締役就任（現任） 株式会社オオバ 社外取締役就任（現任） 現在に至る
2011年 4月	同行 取締役副頭取		
2013年 4月	同行 理事		
2013年 5月	新日鉄興和不動産株式会社 副社長執行役員		
2013年 6月	同社 取締役副社長		

## 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

永井幹人氏は、(株)みずほコーポレート銀行（現 (株)みずほ銀行）におきましては本店営業第二部長、営業第九部長を歴任され、執行役員に就任、その後2011年より取締役副頭取として経営に携わられました。また、2014年より新日鉄興和不動産(株)（現 日鉄興和不動産(株)）の取締役社長をつとめられました。その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は経営者としての豊富な経験および企業経営に関する高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、経営者としての豊富な経験および企業経営に関する高い見識から、取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと、また、経営の方針や経営改善について、同氏の知見に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこととあります。また、現在同氏は(株)東京証券取引所等の定める独立役員として指定しておりますが、引き続き独立役員として指定する予定であります。

なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、永井幹人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。





候補者番号 **4** 宇治原 潔

1948年11月28日生

■ 所有する当社株式数 — 株

■ 重要な兼職の状況 —

再任

社外取締役候補者

## 略歴および地位

1972年 4月	日本生命保険相互会社入社	2007年 1月	同社 取締役常務執行役員就任
1995年 3月	同社 ニューヨーク事務所長	2008年 3月	同社 取締役専務執行役員就任
1997年 3月	同社 国際投資部長	2010年 3月	同社 副社長執行役員就任
2000年 3月	同社 米州総支配人兼審議役（国際業務部）、ニューヨーク事務所長	2010年 7月	同社 代表取締役副社長執行役員就任
2000年 7月	同社 取締役就任	2012年 4月	ニッセイアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長就任
2001年 3月	同社 欧州総支配人委嘱	2017年 6月	岡三アセットマネジメント株式会社 社外取締役就任
2003年 6月	同社 証券投資総括部長委嘱	2021年 6月	当社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）
2004年 3月	同社 証券投資総括部長兼国際業務部長委嘱		現在に至る
2005年 4月	同社 常務取締役就任		
	同社 国際業務部長（国際業務部、国際投資部、資金証券部、株式部他担当）		

## 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

宇治原潔氏は、日本生命保険(相)におきましてはニューヨーク事務所長、国際業務部長を歴任され、代表取締役副社長執行役員として経営に携わられました。また、ニッセイアセットマネジメント(株)において代表取締役社長をつとめられた後に、2017年より岡三アセットマネジメント(株)において社外取締役をつとめられるなど、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は運用会社における豊富な経験と企業経営に関する専門的見地および高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、運用会社における経験と企業経営に関する専門的見地および高い見識から、経営陣から独立した立場で、ステークホルダーの意見を取締役会における意思決定に適切に反映させることで、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこととあります。また、現在同氏は(株)東京証券取引所等の定める独立役員として指定しておりますが、引き続き独立役員として指定する予定であります。

なお、同氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、宇治原潔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
  3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

# 株主総会参考書類

(ご参考)

## 取締役のスキル・マトリックス(本総会において候補者が選任された場合)

当社の経営方針および中期経営計画の達成・実現のために必要な各取締役の知識や経験、能力等を一覧化したスキル・マトリックスを策定いたしました。

氏名	役位	主な専門性とバックグラウンド（取締役に期待する知識・経験）					
		企業経営・ 経営戦略	金融・証券	人事戦略	財務・会計	法律・ リスクマネジメント	DX・IT
新芝 宏之	取締役社長	○	○			○	○
池田 嘉宏	取締役	○	○			○	○
今村 薫	監査等委員 取締役		○				
比護 正史	監査等委員 取締役 (社外)				○	○	
永井 幹人	監査等委員 取締役 (社外)	○	○		○		
宇治原 潔	監査等委員 取締役 (社外)	○	○				

(注) 各取締役が有するすべての知識・経験を表すものではありません。

## 第3号議案

## 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位
河野宏和 <small>こう の ひろかず</small>	— <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px 5px;">社外取締役候補者</span>



こう の ひろ かず  
**河 野 宏 和**

1957年4月22日生

- 所有する当社株式数 一 株
  - 重要な兼職の状況  
スタンレー電気株式会社 社外取締役  
横浜ゴム株式会社 社外取締役（監査等委員）
- 社外取締役候補者

## 略歴および地位

1987年4月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科助手	2014年6月	当社 社外監査役就任
1991年4月	同大学助教授	2015年6月	当社 社外取締役（監査等委員）就任 スタンレー電気株式会社 社外取締役（現任）
1998年4月	同大学教授	2018年3月	横浜ゴム株式会社 社外取締役
2009年10月	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科委員長 慶應義塾大学ビジネス・ スクール校長	2023年3月	同社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2012年1月	アジア太平洋ビジネススクール協会 会長	2023年4月	慶應義塾大学大学院 名誉教授・特任教授（現任） 現在に至る
2013年5月	公益社団法人 日本経営工学会会長		

## 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

河野宏和氏は、慶應義塾大学教授、慶應義塾大学大学院経営管理研究科委員長および慶應義塾大学ビジネス・スクール校長を歴任されており、その実績・見識は高く評価されているところであります。したがって、同氏は経営管理に関する専門的見地および高い見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割は、経営管理に関する専門的見地および高い見識から、経営陣・株主から独立した立場で、同氏の知見に基づき、経営方針に関する意見を取締役会に適切に反映させることにより、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこととあります。また、同氏は(株)東京証券取引所等の定める独立役員要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は独立役員として指定する予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、河野宏和氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、河野宏和氏が選任され、社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の対象となります。

以 上

# 議決権のご行使についてのご案内

## 株主総会にご出席いただける場合



**開催日時** 2023年6月29日（木曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※株主さまの代理人によるご出席の場合は、本総会で議決権を有する他の株主さま1名を代理人とさせていただきます（株主さまご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください）。

## 書面にてご行使いただく場合



**行使期限** 2023年6月28日（水曜日）午後5時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## インターネットにてご行使いただく場合



**行使期限** 2023年6月28日（水曜日）午後5時10分入力分まで

当社指定の**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただき、画面の案内に従い、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる行使方法のご案内については次ページをご参照ください。

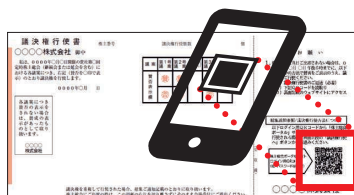
### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使<sup>®</sup>トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

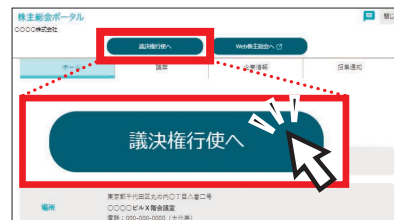
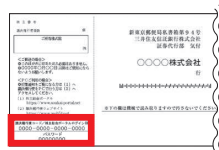
以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響からの経済活動正常化に伴い、資源価格上昇と供給制約の影響を受けつつも、回復の動きとなりました。一方で海外経済は、金融引き締めやウクライナ情勢などを背景に減速の動きが見られました。このようななか、輸出や鉱工業生産は、海外需要減速の影響を受けつつも、供給制約の緩和により回復が進みました。設備投資は堅調な企業収益等を背景に底堅い動きが見られたほか、個人消費もWithコロナの進展で回復基調を維持しました。また、資源高を起因とした幅広い品目の価格上昇により、全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）の前年同月比は1月に1981年以来の4.2%まで上昇しました。

株式市場においては、米国の金融政策の方向性に大きく影響を受ける形で、日経平均株価は一進一退の推移となりました。4月に27,600円台で始まった日経平均株価は、中国の都市封鎖による先行き不透明感や、米連邦準備制度理事会（FRB）の性急な金融引き締めを嫌気した場面が見られたものの、7月末まで25,000～28,000円台のレンジで推移しました。8月には、一時的に米インフレ懸念が和らいだことなどを受けて約7ヵ月半ぶりとなる29,000円台を回復しましたが、FRBの長期的な金融引き締め姿勢や資源価格の高騰による欧州の景気後退懸念を受け、10月初旬にかけて再び一時25,000円台まで下落しました。その後、年末にかけて再び一進一退で推移した後、1月以降は、FRBの利上げ停止を巡る観測が高まるなか、中国の製造業景況感の大幅改善などを好感して上昇基調を強めていたものの、米欧発の金融システム不安が台頭したことで、日経平均株価は28,041円48銭で当年度の取引を終えました。

為替市場では、日銀の金融緩和姿勢の維持による内外金利差の拡大から円売り圧力が強まり、10月にドル円相場は1990年以来となる1ドル＝150円台まで円安ドル高が進行しました。その後、米国においてインフレ率の頭打ちの兆しが見られたことや、FRBの利上げペース鈍化観測が浮上したことから、ドル円相場は反転しました。さらに、日銀が12月にイールドカーブ・コントロールの見直しを決定し、内外金利差が縮小したことを受け、ドル円相場は1ドル＝120円台後半をつけました。その後は、米国経済の底堅さを示す経済指標が相次ぎ、米長期金利が上昇したことを受けて円安ドル高が進行したものの、年度末にかけて米欧の金融不安などからリスクオフの流れが強まり、1ドル＝133円台で当年度の取引を終えました。

このような状況のもと、当社グループでは中期経営計画の基本方針に基づき、さまざまな施策を推進しました。効率的かつ機動的なグループ運営を行うことを目的として子会社6社を完全子会社化したほか、グループの枠を超えた成長戦略として資産運用ビジネスの基盤拡大を図るため、SBIグループとの間で岡三アセットマネジメント株式会社を合併会社化しました。さらに、証券基幹システムを業界標準的な共同利用型システムへと変更し、経営資源を戦略領域へ重点的に配分する体制構築が進展しました。中核子会社の岡三証券株式会社では、引き続きCX（お客さま体験価値）向上に取り組み、お客さまとの接点拡充のための店舗戦略を推進したほか、岡三



# 事業報告

オンライン証券カンパニーにおいて丸三証券からインターネット取引口座「マルサントレード」の事業を譲り受け、営業基盤の強化を図りました。

また、サステナブルな社会の実現に向けて、TCFD提言に基づく分析・開示を含む気候変動への対応、ダイバーシティ推進のほか、ファイナンスを通じた社会課題解決への貢献や金融教育の推進など、証券ビジネスを通じたサステナビリティの取り組みを強化しました。

以上の結果、当年度における当社グループの営業収益は665億51百万円（前年度比10.0%減）、純営業収益は649億2百万円（同10.8%減）となりました。販売費・一般管理費は659億36百万円（同2.5%減）となり、経常利益は4億21百万円（同93.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億29百万円（同94.7%減）となりました。

## ① 損益の概況

### 受入手数料

受入手数料の合計は411億19百万円（前年度比11.8%減）となりました。主な内訳は次のとおりです。

### 委託手数料

当年度における東証の1日平均売買高（内国普通株式）は17億20百万株（前年度比1.6%増）、売買代金は3兆4,998億円（同2.5%増）となりましたが、国内外の市況が不安定ななか、個人のお客さまにおける国内外株式の売買が減少しました。

これらの結果、株式委託手数料は155億33百万円（同15.5%減）となりました。また、債券委託手数料は0百万円（同48.4%減）、その他の委託手数料は6億29百万円（同8.0%増）となり、委託手数料の合計は161億63百万円（同14.8%減）となりました。

### 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

当年度における株式の引受けは、前年度に新規公開株式の主幹事案件が集中した反動から、主に新規公開株式の引受金額が減少しました。また、債券の引受けは、地方債や事業債、財投機関債等の主幹事を務めたものの、起債環境の悪化により発行額が減少した影響を受け、引受金額も減少しました。

これらの結果、株式の手数料は3億2百万円（前年度比56.9%減）、債券の手数料は3億12百万円（同22.7%減）となり、株式・債券を合わせた引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は6億15百万円（同44.4%減）となりました。

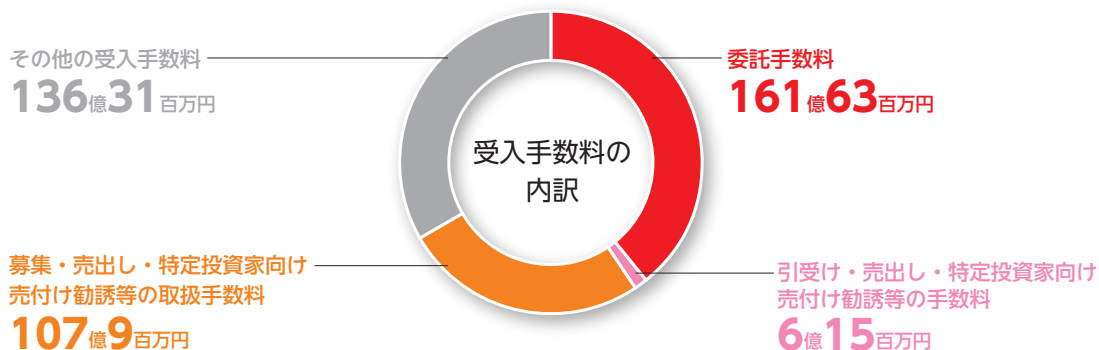
# 事業報告

## 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料につきましては、投資信託関連収益がその大半を占めています。

当年度における公募投資信託の販売額は、前年度比で減少しました。年度前半は医療関連株式に投資するファンドや債券型ファンドの販売額が増加し、後半は高い配当利回りの期待できる株式や新興国株式に投資するファンドが販売を牽引したものの、世界的な金利上昇に伴う景気後退懸念などから販売額は伸び悩みました。

これらの結果、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は107億9百万円（前年度比2.7%減）となりました。また、その他の受入手数料については、主に投資信託の信託報酬等により136億31百万円（同12.2%減）となりました。



## トレーディング損益

株券等トレーディング損益は主に米国株式を中心とした外国株式の国内店頭取引、債券等トレーディング損益は外国債券の顧客向け取扱いに伴う収益がその大半を占めています。

当年度においては、外国株式は不安定な米国株式市況等を背景に、個人のお客さまにおける国内店頭取引の売買が前年度比で減少しました。また、法人向けの外国債券販売が増加した一方で、金利変動に伴う影響等により国内債券に係る損益は減少しました。

これらの結果、株券等トレーディング損益は131億86百万円（前年度比10.0%減）、債券等トレーディング損益は84億61百万円（同11.5%減）となり、その他のトレーディング損益2億99百万円の利益（前年度は26百万円の損失）を含めたトレーディング損益の合計は219億47百万円（前年度比9.3%減）となりました。

## 金融収支

金融収益は24億53百万円（前年度比12.6%増）、金融費用は16億49百万円（同39.7%増）となり、差引の金融収支は8億4百万円（同19.5%減）となりました。

## その他の営業収益

金融商品取引業および同付随業務に係るもの以外の営業収益は、10億30百万円（前年度比5.3%増）となりました。

## 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、取引関係費や人件費の減少等により、659億36百万円（前年度比2.5%減）となりました。

## 営業外損益および特別損益

営業外収益は受取配当金の計上等により16億87百万円、営業外費用は2億31百万円となりました。また、特別利益は持分変動利益の計上等により30億89百万円、特別損失は4億76百万円となりました。

## ② セグメント別の業績状況

セグメント別の業績は、次のとおりです。

### 証券ビジネス

証券ビジネスにおいては、国内外株式に係るトレーディング損益や委託手数料が減少したことにより、当年度における証券ビジネスの営業収益は611億73百万円（前年度比8.4%減）、セグメント損失は8億69百万円（前年度は53億38百万円の利益）となりました。

### アセットマネジメントビジネス

アセットマネジメントビジネスにおいては、岡三アセットマネジメント株式会社を第3四半期連結会計期間に連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含める変更を行ったこと等に伴い、当年度におけるアセットマネジメントビジネスの営業収益は70億89百万円（前年度比25.9%減）、セグメント利益は72百万円（同79.9%減）となりました。

### サポートビジネス

当年度におけるサポートビジネスの営業収益は142億93百万円（前年度比5.6%増）、セグメント利益は11億28百万円（同151.0%増）となりました。

- (注) 1. 上記のセグメント別営業収益には、セグメント間の内部営業収益または振替高が含まれております。  
2. セグメント利益は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

## 2. 設備投資等の状況

当年度中の主な設備投資につきましては、グループ各社においてシステム投資や設備の維持更新等を実施いたしました。

## 3. 資金調達の状況

当年度中の資金調達につきましては、当社では経常的な調達によっており、特記すべき事項はありません。

なお、岡三証券株式会社では、安定的かつ機動的な財務運営のため、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとしたコミットメントラインを総額210億円として更新いたしました。

## 4. 対処すべき課題

私達は今、歴史的な構造転換に伴う不確実性が極めて高い混乱期に直面しています。グローバル化を前提に近年まで続いてきた緩やかな景気拡大、低インフレの環境が大きく揺らぎ、金融市場のボラティリティが拡大しています。当社グループを取り巻く経営環境においても、わが国の人口減少、少子高齢化に加え、金融規制、制度の見直しや手数料の引下げ競争、デジタル化の進展など、構造変化のうねりが押し寄せてきており、適切な対応が求められる局面を迎えています。

一方、長期的な視点に立てば、インフレ環境への転換や政策の後押しにより、リスク資産への資金流入が増加することが想定され、証券業界の成長機会、果たすべき役割は増大すると考えています。証券業界においては、縮小均衡による効率化を志向する動きもありますが、資産運用ニーズ拡大の受け皿としての当社グループの地位を確固たるものにすべく、他社とは一線を画し、戦略領域への経営資源の集中投資により独自の成長戦略を実行していく方針です。

当社グループは2023年4月に創業100周年を迎えましたが、次の100年も成長を続ける経営基盤の確立に向け、2027年度までの5カ年を対象とする新中期経営計画を策定いたしました。資産全体を捉えたトータルコンサルティングを通じてお客さまのメイン金融機関となるビジネスモデルを目指してまいります。何よりも「人」を大切にし、成長戦略の基本方針として「One to Oneマーケティングの強化」、「プラットフォームの高度化」、「コーポレートブランディングの進化」を掲げ、その実現性を高めるために全領域でデジタル化を推進いたします。自前主義にこだわらず、ビジネスパートナーとの連携を強化することで改革を加速させ、お客さまに「付加価値」の高いサービスを提供してまいります。

1923年の創業以来の経営哲学である「お客さま大事」を礎に、金融のプロフェッショナルとしてコンサルティングサービスの高度化を図り、「お客さまの人生に貢献する」証券グループへとさらなる発展を目指します。また、「サステナビリティは、経営そのものである」との考えの下、本業を通じて社会の持続的な成長に貢献する取り組みをより一層強化し、社会とともに発展する企業であるよう努めてまいります。

## 5. 財産および損益の状況

区 分		第82期 (2019.4.1~2020.3.31)	第83期 (2020.4.1~2021.3.31)	第84期 (2021.4.1~2022.3.31)	第85期 (2022.4.1~2023.3.31)
営業収益	(百万円)	65,038	67,259	73,949	<b>66,551</b>
(うち受入手数料)	(百万円)	(39,732)	(43,850)	(46,598)	<b>(41,119)</b>
経常利益	(百万円)	5,488	7,426	6,898	<b>421</b>
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	3,626	6,017	10,073	<b>529</b>
1株当たり当期純利益	(円)	18.32	30.42	50.89	<b>2.59</b>
総資産	(百万円)	440,453	783,440	816,567	<b>876,057</b>
純資産	(百万円)	164,447	190,304	189,860	<b>185,638</b>

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。  
 2. 連結子会社に係る為替差損益について、従来、営業外収益または営業外費用に含めておりましたが、当年度より、証券基幹システムの移行に伴う処理方法の変更により、営業収益に含めて表示しております。第84期に係る財産及び損益の状況については、当該表示方法の変更を反映させるため、組み替えを行っております。

## 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
岡三証券株式会社	5,000 <sup>百万円</sup>	100.00 <sup>%</sup>	金融商品取引業
岡三にいがた証券株式会社	852	100.00	金融商品取引業
三晃証券株式会社	300	100.00	金融商品取引業
三縁証券株式会社	150	100.00	金融商品取引業
株式会社証券ジャパン	3,000	51.44	金融商品取引業
岡三国際（亜洲）有限公司	80 <sup>百万香港ドル</sup>	100.00	金融商品取引業
岡三キャピタルパートナーズ株式会社	100 <sup>百万円</sup>	100.00	ベンチャーキャピタル、 有価証券の運用
OCP 1号投資事業有限責任組合	1,488	99.50	投資事業有限責任組合
OCP 2号投資事業有限責任組合	145	99.50	投資事業有限責任組合
岡三情報システム株式会社	100	100.00	情報処理サービス業
岡三ビジネスサービス株式会社	100	100.00	事務代行業 人材派遣業
岡三興業株式会社	90	100.00	不動産業 保険代理店業

(注) 2022年11月30日付で岡三アセットマネジメント株式会社は、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更となりました。

## 7. 特定完全子会社に関する事項

### ① 特定完全子会社の名称および住所

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

### ② 当社および完全子会社における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

37,808百万円

### ③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計

131,685百万円

## 8. 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、主として金融商品取引業を中核とする営業活動を営んでおり、「証券ビジネス」、「アセットマネジメントビジネス」および「サポートビジネス」をセグメント区分としております。証券ビジネスでは、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等の事業を営んでおります。また、アセットマネジメントビジネスでは投資運用、投資助言・代理ならびに投資事業組合財産の管理および運用等の事業、サポートビジネスでは当社グループおよび外部顧客に対する情報処理サービス、事務代行、不動産管理等の事業を営んでおります。

(注) 投資運用および投資助言・代理等の事業を営む岡三アセットマネジメント株式会社は、2022年11月30日付で連結子会社から持分法適用関連会社へ変更となりました。



## 9. 主要な営業所等（2023年3月31日現在）

当社本店	東京都中央区日本橋一丁目17番6号
証券ビジネス拠点	岡三証券株式会社（東京都） 全国69店舗、 ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所 岡三にいがた証券株式会社（新潟県） 三晃証券株式会社（東京都） 三縁証券株式会社（愛知県） 株式会社証券ジャパン（東京都） 岡三国際（亞洲）有限公司（香港）
アセットマネジメントビジネス拠点	岡三アセットマネジメント株式会社（東京都） 岡三キャピタルパートナーズ株式会社（東京都） OCP 1号投資事業有限責任組合（東京都） OCP 2号投資事業有限責任組合（東京都）
サポートビジネス拠点	岡三情報システム株式会社（東京都） 岡三ビジネスサービス株式会社（東京都） 岡三興業株式会社（東京都）

（注）2022年11月30日付で岡三アセットマネジメント株式会社は、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更となりました。

## 10. 使用人の状況（2023年3月31日現在）

従業員数	前年度末比増減
3,358人	251人減

## 11. 主要な借入先（2023年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	12,490 <sup>百万円</sup>
株式会社りそな銀行	11,912
三井住友信託銀行株式会社	11,000
株式会社三菱UFJ銀行	10,595

（注）借入金残高は、短期借入金および長期借入金の合計金額であります。

## 2 会社の株式に関する事項

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数   | 750,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数   | 231,217,073株 |
| 3. 当事業年度末の株主数 | 34,238名      |
| 4. 大株主（上位10名） |              |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	19,613 <sup>千株</sup>	9.56 <sup>%</sup>
日本生命保険相互会社	9,732	4.74
農林中央金庫	9,700	4.73
三井住友信託銀行株式会社	8,726	4.25
大同生命保険株式会社	8,660	4.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,822	2.84
有限会社藤精	5,266	2.57
三東株式会社	5,193	2.53
株式会社りそな銀行	4,937	2.41
株式会社みずほ銀行	4,925	2.40

(注) 当社は、自己株式26,086,296株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	58,700株	2名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3 会社役員に関する事項 4. 取締役の報酬等の額に関する事項」に記載しております。

2. 上記以外に当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）7名に対して153,000株を交付しております。

## 6. 新株予約権等に関する事項

当社が会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および当社子会社である岡三証券株式会社の取締役ならびに執行役員に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

名称 (発行決議日)	新株予約権の数 (目的である株式の種類および数)	新株予約権の発行価額 (新株予約権の行使価額)	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 主な行使条件
第1回 新株予約権（2015年） （2015年6月26日）	1,294個 （当社普通株式 129,400株）	71,600円 （株式1株当たり 1円）	2015年7月14日から 2045年7月13日まで	別記
第2回 新株予約権（2016年） （2016年6月29日）	2,160個 （当社普通株式 216,000株）	38,400円 （株式1株当たり 1円）	2016年7月15日から 2046年7月14日まで	別記
第3回 新株予約権（2017年） （2017年6月29日）	1,447個 （当社普通株式 144,700株）	61,500円 （株式1株当たり 1円）	2017年7月15日から 2047年7月14日まで	別記
第4回 新株予約権（2018年） （2018年6月28日）	2,029個 （当社普通株式 202,900株）	40,400円 （株式1株当たり 1円）	2018年7月14日から 2048年7月13日まで	別記
第5回 新株予約権（2019年） （2019年6月27日）	2,613個 （当社普通株式 261,300株）	33,200円 （株式1株当たり 1円）	2019年7月13日から 2049年7月12日まで	別記
第6回 新株予約権（2020年） （2020年6月26日）	3,048個 （当社普通株式 304,800株）	28,100円 （株式1株当たり 1円）	2020年7月14日から 2050年7月13日まで	別記
第7回 新株予約権（2021年） （2021年6月29日）	3,075個 （当社普通株式 307,500株）	35,700円 （株式1株当たり 1円）	2021年7月15日から 2051年7月14日まで	別記
合計	15,666個 （当社普通株式 1,566,600株）			

- (別記) 1. 新株予約権者は、当社の取締役および当社子会社である岡三証券株式会社の取締役、執行役員および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによることとする。

# 事業報告

当事業年度の末日に当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）が有している新株予約権等は以下のとおりであります。

名 称	新株予約権の数	保有者数	新株予約権の目的である株式の種類および数
第1回新株予約権（2015年）	115個	2名	当社普通株式 11,500株
第2回新株予約権（2016年）	226個	2名	当社普通株式 22,600株
第3回新株予約権（2017年）	169個	2名	当社普通株式 16,900株
第4回新株予約権（2018年）	234個	2名	当社普通株式 23,400株
第5回新株予約権（2019年）	322個	2名	当社普通株式 32,200株
第6回新株予約権（2020年）	316個	2名	当社普通株式 31,600株
第7回新株予約権（2021年）	288個	2名	当社普通株式 28,800株

## 3 会社役員に関する事項

### 1. 取締役に関する事項

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
新 芝 宏 之	取締役社長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役会長 (代表取締役)
池 田 嘉 宏	取締役 (代表取締役)	システム改革部門・法人RM 部管掌兼グループシステム企 画部担当 (グループCIO)	岡三証券株式会社 取締役社長 (代表取締役)
田 中 充	取締役	グループマーケティング企画 部担当	岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役)
相 澤 淳 一	取締役	資産運用ビジネス企画部兼改 革推進担当	岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役)
早 川 政 博	取締役	人事部門管掌	岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役)
比 護 正 史	取締役 (監査等委員)		
永 井 幹 人	取締役 (監査等委員)		株式会社ニッスイ 社外取締役 東北電力株式会社 社外取締役 株式会社オオバ 社外取締役
宇治原 潔	取締役 (監査等委員)		

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 比護正史、永井幹人および宇治原潔の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 比護正史、永井幹人および宇治原潔の3氏は、株式会社東京証券取引所等の定める独立役員であります。
3. 取締役 (監査等委員) 比護正史氏は、財務省官房審議官および北海道財務局長等を歴任されており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 永井幹人氏は、金融機関における業務経験および経営実績があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

6. 2023年4月1日付で、取締役の地位および担当について次のとおり異動がありました。

氏名	地位および担当	
	異動前	異動後
池田 嘉宏	システム改革部門・法人RM部管掌兼グループシステム企画部担当（グループCIO）	ITビジネス戦略部門管掌
田中 充	グループマーケティング企画部担当	グループ統括部門・グループ友好証券部管掌
相澤 淳一	資産運用ビジネス企画部兼改革推進担当	ビジネス開発部兼改革推進担当
早川 政博	人事部門管掌	

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（監査等委員である取締役）である比護正史、永井幹人および宇治原潔の3氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役ならびに子会社である岡三証券株式会社の取締役、監査役および執行役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用等を填補するものです。

## 4. 取締役の報酬等の額に関する事項

### ① 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	149 百万円 (-)	81 百万円 (-)	47 百万円 (-)	20 百万円 (-)	4 名 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	18 百万円 (18 百万円)	18 百万円 (18 百万円)	- (-)	- (-)	3 名 (3 名)
合計 (うち社外取締役)	168 百万円 (18 百万円)	100 百万円 (18 百万円)	47 百万円 (-)	20 百万円 (-)	7 名 (3 名)

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権および譲渡制限付株式報酬として付与した譲渡制限付株式に係る当事業年度中の費用計上額（取締役20百万円）を含んでおります。  
 なお、監査等委員である取締役は株式報酬型ストックオプション制度および譲渡制限付株式報酬制度の対象外であります。
2. 2022年6月に株式報酬型ストックオプション制度から譲渡制限付株式報酬制度へ移行しております。
3. 株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額7億20百万円であります。  
 （2015年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）  
 当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は0名）です。
4. 株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬は、取締役の報酬限度額のうち年額1億40百万円の範囲内であります。  
 （2015年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）  
 当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。
5. 株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬は、取締役の報酬限度額のうち年額1億40百万円の範囲内であります。  
 （2022年6月29日開催の第84期定時株主総会決議）  
 当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は5名です。
6. 株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額72百万円であります。  
 （2015年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）  
 当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役は3名）です。
7. 上記員数には、2022年6月に退任した取締役1名を含んでおります。
8. 上記のほか、取締役1名に対し役員退職慰労金3億1百万円を支払っております。当該金額には、過年度の事業報告において役員退職慰労引当金の繰入額として開示済の金額が含まれております。
9. 業績連動報酬等および非金銭報酬等の内容は、次項「② 取締役の報酬等の額またはその算定方法に関する方針について」に定めるとおりであります。

## ② 取締役の報酬等の額またはその算定方法に関する方針について

当社は、2022年5月19日開催および2023年4月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しております。

### (ア) 取締役の個人別の額またはその算定方法の決定に関する方針

- a. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、グループ全体の着実かつ持続的な成長を実現し、短期および中長期的な業績拡大と企業価値向上に資する報酬体系とする。
- b. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、公正かつ客観的な評価を行うべく、指名・報酬委員会による審議によって役員報酬を決定する。
- c. 当社は、報酬ガバナンスの観点から、役員報酬の決定方針および報酬水準・構成については、外部サーベイを活用しながら、指名・報酬委員会で継続的に審議する。

### (イ) 役員報酬の決定プロセスについて

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等（基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬）について公正かつ客観的な決定を行うため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は監査等委員である社外取締役を議長とし、監査等委員である社外取締役3名および代表取締役社長の4名で構成されており、報酬算定プロセスの妥当性およびその算定が当該プロセスに則して行われていることを審議したうえで、全体の報酬水準および個別報酬水準について提案内容を決定しております。なお、役員報酬の支給水準については、外部機関のサーベイ等を活用し、適正性の判断を行っております。

取締役の個別の報酬額は、指名・報酬委員会にて審議し取締役会に決議事項として提案を行い、取締役は指名・報酬委員会から受けた提案内容の受諾可否に関する判断について、役員評価の最終評価者として経営成果と役員報酬が整合していることを確認するため、代表取締役社長である新芝宏之氏に一任する決議をしております。代表取締役社長である新芝宏之氏は指名・報酬委員会の提案受諾に関する最終決定をいたします。

報酬の決定スケジュールについては、代表取締役社長の指示により4月に前年度の業績レビューおよび役員評価を行い、その内容を踏まえたうえで指名・報酬委員会において個別報酬案を策定し、6月の株主総会後取締役会において決議を行います。本プロセスによって策定された報酬は同年7月から翌年6月まで適用いたします。指名・報酬委員会からの活動報告ならびに役員報酬決定に至るまでの報酬算定プロセスに係る説明をふまえ、当社取締役会は当事業年度の個別の報酬額の内容が本方針に沿っているものと判断しております。



## (ウ) 役員の報酬額について

役員の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定いたします。

- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
  - ・ 金銭報酬  
年額7億20百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）  
（2015年6月26日開催の第77期定時株主総会で決議）
  - ・ 非金銭報酬（株式報酬）  
上記の金銭報酬限度額のうち1事業年度あたり年額1億40百万円以内  
（2022年6月29日開催の第84期定時株主総会で決議）
- b. 監査等委員である取締役
  - ・ 金銭報酬  
年額72百万円以内  
（2015年6月26日開催の第77期定時株主総会で決議）

## (エ) 役員報酬の算定方法について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は役位毎に定められた基本報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬で構成されており、報酬構成比率については、どの役位においても業績連動報酬の占める割合が一定程度となるように設定されています。

なお、岡三証券グループの会長・副会長・社長の役職にある者については、中長期的な経営状況の評価に応じて報酬総額を決定しておりますが、業績によっては報酬の変動幅が他の取締役よりも大きくなる場合があります。

	基本報酬	短期インセンティブ	中長期 インセンティブ
支給 形式	金銭報酬		非金銭報酬
報酬構成 割合	基本報酬 40～45%程度	業績連動報酬 40～45%程度	譲渡制限付株式報酬 15%程度
支給 頻度	年1回改定/月額固定/毎月支給	年1回改定/月額固定/毎月支給	年1回7月に支給

(注) 上記報酬構成割合は標準的なモデルであり、会社業績や個別の役員評価等により変動いたします。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、それぞれの役割や独立性を考慮し、固定報酬のみで構成することとしております。固定報酬は、監査等委員である取締役としての責務に相応しいものとし、各々の果たす役割等を考慮して株主総会決議に基づく報酬枠の範囲内にて、監査等委員会において決定しております。

(オ) 基本報酬の支給額の算定方法について

基本報酬の支給額については、担当領域の範囲およびレベル等に応じた支給水準を設定する考え方に基づき、役位に応じた基準金額を設定しながら、同一の役位内においても、一定の範囲内において昇降給が可能な仕組みとしております。

(カ) 業績連動報酬の支給額の算定方法について

中期経営計画において策定されている定性目標および定量目標を経営の中核的な目標と位置付け、その目標の実現に向けた当社取締役の経営成果を評価する指標であり、定量面においては、グループ各社の各ステークホルダーとの利益意識を共有するグループ全体の総合力を測定する業績指標として、岡三証券グループの連結営業収益および連結経常利益を採用しております。

業績連動報酬の支給額の算定に当たっては、岡三証券グループの連結営業収益および連結経常利益を参考に業績連動報酬の総額を決定し、役位および個別の評価に基づいて個人の年間報酬総額を算出いたします。

なお、当事業年度に支給した業績連動報酬に関連する指標である2021年度の当社の業績は、連結営業収益737億78百万円、連結経常利益68億98百万円であります。

(キ) 譲渡制限付株式報酬の支給額の算定方法について

譲渡制限付株式報酬の支給額については、担当領域の範囲およびレベルに応じた役位に基づいて支給金額を決定しております。付与株数の算定に当たっては、役位別金額を株価（報酬決議を行う取締役会の前営業日終値）で除した数としております。なお、取締役退任まで譲渡制限を付しております。

- (注) 1. 上記方針の（イ）のうち、「監査等委員である社外取締役3名および代表取締役社長の4名で構成されており」の部分につきましては、従前は「監査等委員である社外取締役3名、代表取締役社長および人事部門管掌の5名で構成されており」となっておりましたが、2023年4月27日開催の取締役会決議により変更しております。
2. 上記方針の（オ）のうち、「担当領域の範囲およびレベル等に応じた支給水準を設定する考え方に基づき、役位に応じた基準金額を設定しながら、同一の役位内においても、一定の範囲内において」の部分につきましては、従前は「担当領域の範囲およびレベルとその評価に応じた支給水準を設定する考え方に基づき、役位に応じた基準金額を設定しながら、同一の役位内においても、個別の取締役の前年度評価に応じて一定の範囲内において」となっておりましたが、2023年4月27日開催の取締役会決議により変更しております。

## 5. 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	比護正史	<p>当事業年度中に開催した取締役会14回のうち13回に、また、監査等委員会11回全てに出席し、弁護士としての専門的見地および企業法務の分野における高い見識から必要な発言・助言を行っております。また、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、主要役職員および主要子会社役員との面談・意見交換等においても弁護士としての専門的見地および企業法務の分野における高い見識から有益な提言・助言を行うなど、当社の経営に対する監督等の社外取締役期待される役割を果たしております。なお、任意の指名・報酬委員会の議長を務め、人材評価および業務執行の適切な評価等、審議の充実に指導的役割を担っております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	永井幹人	<p>当事業年度中に開催した取締役会14回全てに、また、監査等委員会11回全てに出席し、経営者としての豊富な経験および企業経営に関する高い見識から必要な発言・助言を行っております。また、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、主要役職員および主要子会社役員との面談・意見交換等においても経営者としての豊富な経験および企業経営に関する高い見識から有益な提言・助言を行うなど、当社の経営に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。なお、任意の指名・報酬委員会の委員を務め、人材評価および業務執行の適切な評価等を通じて、業務執行取締役等の監督を行っております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	宇治原 潔	<p>当事業年度中に開催した取締役会14回全てに、また、監査等委員会11回全てに出席し、運用会社における豊富な経験と企業経営に関する専門的見地および高い見識から必要な発言・助言を行っております。また、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、主要役職員および主要子会社役員との面談・意見交換等においても運用会社における豊富な経験と企業経営に関する専門的見地および高い見識から有益な提言・助言を行うなど、当社の経営に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。なお、任意の指名・報酬委員会の委員を務め、人材評価および業務執行の適切な評価等を通じて、業務執行取締役等の監督を行っております。</p>

## 4 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

東陽監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	127百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の一部の国内子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務等について対価を支払っております。

### 3. 重要な子会社の会計監査人

当社の重要な子会社のうち、岡三国際（亜洲）有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### 4. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意した理由

当社監査等委員会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性および適格性が確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社の内部監査を担当する内部監査担当部署が、法令および定款に違反の疑義のある行為や不正等を発見した場合には、社長に報告するとともに、取締役会等の審議により、必要に応じて適切な対策を講じるよう勧告する。

内部監査担当部署は、当社および当社子会社の内部監査に必要な手続き等について、規程を整備し、当該業務を明確にする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

原則として、取締役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にする。

### 3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、リスク管理体制を整備する。グループCROは、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するための適切な対策を講じるとともに、その結果を当社取締役会に報告する。

また、グループCROは、当社子会社のリスク管理の状況をモニタリングし、定期的に当社取締役会に報告する。

### 4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の中期経営計画の方針の達成に向け、当社および当社子会社の業務担当は実施すべき効率的な方法を決定する。当社取締役会では、定期的に当社および当社子会社の財務状況および経営成績の結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに計画の見直しを行う。

## 5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の経営管理に関する業務を担当する部署は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて当社子会社への指導、支援を実施する。

また、グループ会社管理規程を制定し、当社子会社における損益、財産の状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社子会社における一定事項について当社の取締役会、経営会議の承認または報告を求めるものとする。全体会議および経営会議を開催し、グループ経営に関する方針の周知および重要事項に関する情報の共有化を図る。

## 6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会室を設置し、専属の使用人を1名以上配置し、監査等業務の補助を行わせる。

監査等委員会補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員会と協議して行う。

監査等委員会補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従う。

## 7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社および当社子会社の役職員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

- ① 当社および当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ その他コンプライアンス上重要な事項

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

## 8. その他当社の監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会以外の重要な会議についても出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求める。

また、監査等委員以外の各取締役、執行役員および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を少なくとも年1回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、グループ監査役等会議および大会社監査役等連絡会を定期的に開催し、監査に関する情報交換、勉強会等を通じて当社子会社における監査レベルの向上を図る。



当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 9. 体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムについて、当社取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程および業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当事業年度は14回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役に一部委任した重要な業務執行の決定の状況および各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ② グループ内部監査部が、年間の監査計画に基づき当社グループ会社について内部監査を実施いたしました。内部監査の結果につきましては当社取締役会において報告が行われております。
- ③ 法令違反行為およびその疑義が生ずる行為ならびに企業倫理上問題のある行為等を早期に把握して解決することを目的とする「グループコンプライアンス・ホットライン制度」を定め、グループ内部監査部および法律事務所を窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、役職員へ周知しております。なお、通報を行ったことを理由として、通報者に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない旨を定めた社内規程を策定しております。

## 6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、2007年6月28日開催の第69期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を導入し、以降継続して参りました。しかしながら、買収防衛策をめぐる近時の動向や法整備の状況等に鑑み、加えて当社の成長に資する経営計画の策定・実行こそが当社の企業価値を高めるものであるとの考えから、買収防衛策の必要性は相対的に低下していると判断し、2022年6月29日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。他方で、事前にと取締役会の賛同を得ずに行われる株券等の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に反する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強制する恐れがあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主の共同の利益を毀損する恐れがあるものも想定されます。そこで、当社は、当社株式の大量買付を行おうとする者に対しては、株主が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併

せて独立性を有する委員らによる独立委員会を設置してその意見を最大限尊重した上で取締役会の意見を開示し、株主の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。また、当社の成長に資する中期経営計画を策定し、これを着実に実行することにより、安定的かつ継続的な当社の企業価値および株主共同の利益の向上を図ってまいります。

## 7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主さまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つと捉えております。配当につきましては、安定的な配当の維持・継続を勘案しつつ、業績の進展に応じた配分を基本方針としております。また、内部留保金の使途につきましては、経営体質の強化および今後の事業展開のために使用していく方針であります。

この基本方針に従って、期末の普通配当を1株当たり10円といたしました。また、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、1株当たり10円の創業100周年記念配当を加え、期末配当は普通配当と合わせて20円といたしました。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることとしております。

なお、2023年3月24日開催の取締役会において、新たな株主還元方針について決定しております。当社は、上記方針に加え、成長と還元のバランスや資本効率の向上を図るため、株主還元における指標目標として、総還元性向50%以上を設定いたします。また、新中期経営計画の対象期間において、PBR1.0倍を超えるまで、年間10億円以上の自己株式取得を継続的に実施することといたします。

---

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。



# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>785,227</b>	<b>流動負債</b>	<b>660,017</b>
現金・預金	88,460	トレーディング商品	238,809
預託金	95,397	商品有価証券等	238,786
顧客分別金信託	92,150	デリバティブ取引	22
その他の預託金	3,247	約定見返勘定	24,314
トレーディング商品	240,344	信用取引負債	24,612
商品有価証券等	239,927	信用取引借入金	13,482
デリバティブ取引	417	信用取引貸証券受入金	11,129
信用取引資産	90,768	有価証券担保借入金	108,711
信用取引貸付金	83,514	有価証券貸借取引受入金	7,711
信用取引借証券担保金	7,253	現先取引借入金	101,000
有価証券担保貸付金	234,769	預り金	60,174
借入有価証券担保金	4	受入保証金	43,669
現先取引貸付金	234,764	有価証券等受入未了勘定	32
立替金	247	短期借入金	152,897
短期差入保証金	21,618	未払法人税等	457
有価証券等引渡未了勘定	16	賞与引当金	1,819
短期貸付金	110	その他の流動負債	4,519
未収収益	3,482	<b>固定負債</b>	<b>29,153</b>
有価証券	1,189	長期借入金	10,000
その他の流動資産	8,854	リース債務	306
貸倒引当金	△30	再評価に係る繰延税金負債	1,527
<b>固定資産</b>	<b>90,829</b>	繰延税金負債	8,855
<b>有形固定資産</b>	<b>16,991</b>	役員退職慰労引当金	209
建物	4,781	退職給付に係る負債	5,798
器具備	1,075	その他の固定負債	2,455
土地	10,623	<b>特別法上の準備金</b>	<b>1,247</b>
リース資産	511	金融商品取引責任準備金	1,247
<b>無形固定資産</b>	<b>9,224</b>	<b>負債合計</b>	<b>690,418</b>
ソフトウェア	8,616	<b>(純資産の部)</b>	
その他の資産	608	<b>株主資本</b>	<b>162,940</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>64,613</b>	資本金	18,589
投資有価証券	57,663	資本剰余金	37,273
長期差入保証金	3,610	利益剰余金	118,548
長期貸付金	11	自己株式	△11,470
退職給付に係る資産	2,542	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>10,076</b>
繰延税金資産	204	その他有価証券評価差額金	8,039
その他の負債	1,468	土地再評価差額金	330
貸倒引当金	△887	為替換算調整勘定	816
		退職給付に係る調整累計額	890
		<b>新株予約権</b>	<b>421</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>12,199</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>185,638</b>
<b>資産合計</b>	<b>876,057</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>876,057</b>



# 連結計算書類

## 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	18,589	23,848	120,984	△3,733	159,689
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,966		△2,966
親会社株主に帰属する当期純利益			529		529
自 己 株 式 の 取 得				△9,775	△9,775
自 己 株 式 の 処 分		△308		390	82
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3,728		△64	3,663
株式交換による変動額		10,003		1,713	11,717
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計		13,424	△2,436	△7,736	3,251
当 期 末 残 高	18,589	37,273	118,548	△11,470	162,940

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	6,466	401	477	834	8,179	463	21,528	189,860
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△2,966
親会社株主に帰属する当期純利益								529
自 己 株 式 の 取 得								△9,775
自 己 株 式 の 処 分								82
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								3,663
株式交換による変動額								11,717
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	1,573	△70	338	55	1,897	△42	△9,329	△7,473
連結会計年度中の変動額合計	1,573	△70	338	55	1,897	△42	△9,329	△4,221
当 期 末 残 高	8,039	330	816	890	10,076	421	12,199	185,638

# 計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	26,927	流 動 負 債	6,472
現金及び預金	12,971	短期借入金	6,172
短期貸付金	7,800	未払費用	119
未収入金	5,355	未払法人税等	1
未収収益	658	賞与引当金	19
その他の流動資産	141	その他の流動負債	160
固 定 資 産	104,758	固 定 負 債	12,817
有形固定資産	3,344	長期借入金	6,000
建物	1,303	受入保証金	1,570
器具備品	20	繰延税金負債	5,154
土地	2,020	資産除去債務	46
無形固定資産	9	その他の固定負債	46
投資その他の資産	101,404	負 債 合 計	19,290
投資有価証券	28,712	( 純 資 産 の 部 )	
関係会社株	69,269	株 主 資 本	101,233
その他の関係会社	1,685	資 本 金	18,589
有価証券	1,532	資 本 剰 余 金	22,560
長期差入保証金	343	資 本 準 備 金	12,766
その他の	△138	そ の 他 資 本 剰 余 金	9,794
貸倒引当金		利 益 剰 余 金	64,012
		利 益 準 備 金	3,224
		そ の 他 利 益 剰 余 金	60,788
		別 途 積 立 金	30,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	30,788
		自 己 株 式	△3,930
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,740
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,740
		新 株 予 約 権	421
資 産 合 計	131,685	純 資 産 合 計	112,395
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	131,685

# 計算書類

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営	業	収	益		26,848
商	標	使	用	1,035	
不	動	賃	貸	1,556	
そ	の	の	売	58	
金	融	収	上	24,197	
営	業	費	用		4,157
販	売	・	一	4,000	
取	引	関	般	717	
人	動	件	管	707	
不	産	関	理	1,475	
事	価	務	費	826	
減	税	償	費	90	
租	の	却	費	109	
そ	融	公	課	73	
金	費	の	他	156	
営	業	利	益		22,691
営	業	外	収		933
受	取	配	当	900	
そ	の	の	金	33	
営	業	外	費		274
投	資	事	業	258	
そ	組	合	運	16	
経	常	利	益		23,350
特	別	利	益		1,650
現	物	配	当	1,397	
投	資	有	価	252	
特	別	損	失		281
現	物	配	当	11	
関	係	会	社	269	
税	引	前	当		24,719
法	人	税、	住	△6	
法	人	税	民	546	
法	人	税	等		539
当	期	純	利		24,179

# 計算書類

## 株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	18,589	12,766	155	12,922	3,224	30,000	9,611	42,835
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△3,002	△3,002
当期純利益							24,179	24,179
自己株式の取得								
自己株式の処分			△15	△15				
株式交換による変動額			9,654	9,654				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	9,638	9,638	-	-	21,177	21,177
当 期 末 残 高	18,589	12,766	9,794	22,560	3,224	30,000	30,788	64,012

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△2,983	71,364	3,934	463	75,761
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△3,002			△3,002
当期純利益		24,179			24,179
自己株式の取得	△4,218	△4,218			△4,218
自己株式の処分	260	244			244
株式交換による変動額	3,010	12,664			12,664
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			6,806	△42	6,764
事業年度中の変動額合計	△946	29,868	6,806	△42	36,633
当 期 末 残 高	△3,930	101,233	10,740	421	112,395

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社岡三証券グループ  
取締役会 御中

東陽監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 榎 倉 昭 夫  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 松 本 直 也  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 大 橋 睦  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡三証券グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社岡三証券グループ  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 榎倉 昭夫  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松本 直也  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 睦  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第85期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- i) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠して、監査等委員会は、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の充実に資することを監査の基本方針として監査計画を定め、(1) 証券基幹システムの円滑な移行 ①進捗状況の把握や移行判定など移行プロジェクトに係る経営陣の関与状況 ②移行に伴うグループ会社の事業構造変化、(2) 中核子会社である岡三証券におけるビジネス改革の進捗状況 ①リテールビジネスにおけるマーケティング改革施策の浸透・定着状況 ②ホールセールビジネス強化に向けた部門間連携、(3) 業務及び財務報告に係る内部統制システムの構築・運用状況を重点監査項目に設定し、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ii) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人東陽監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- iii) 内部監査については、グループ内部監査部より監査計画の説明を受け、実施した監査について定期的に説明を受けました。さらに、監査の実効性及び効率性を高めるため、監査等委員会、会計監査人、内部監査関連部署が三様監査において報告と情報交換を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- i) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ii) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- iii) 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月16日

株式会社岡三証券グループ 監査等委員会

社外監査等委員 比 護 正 史 ㊟

社外監査等委員 永 井 幹 人 ㊟

社外監査等委員 宇治原 潔 ㊟

以 上

# 第85期定時株主総会会場ご案内図

**会場** 日本橋三井ホール

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 COREDO室町1 5階

※日本橋三井ホールは、4階ホールエントランスよりご来館ください。

**交通のご案内**

東京メトロ ● 銀座線・● 半蔵門線

「三越前」駅 直結

三越方面改札側 COREDO室町1

JR線

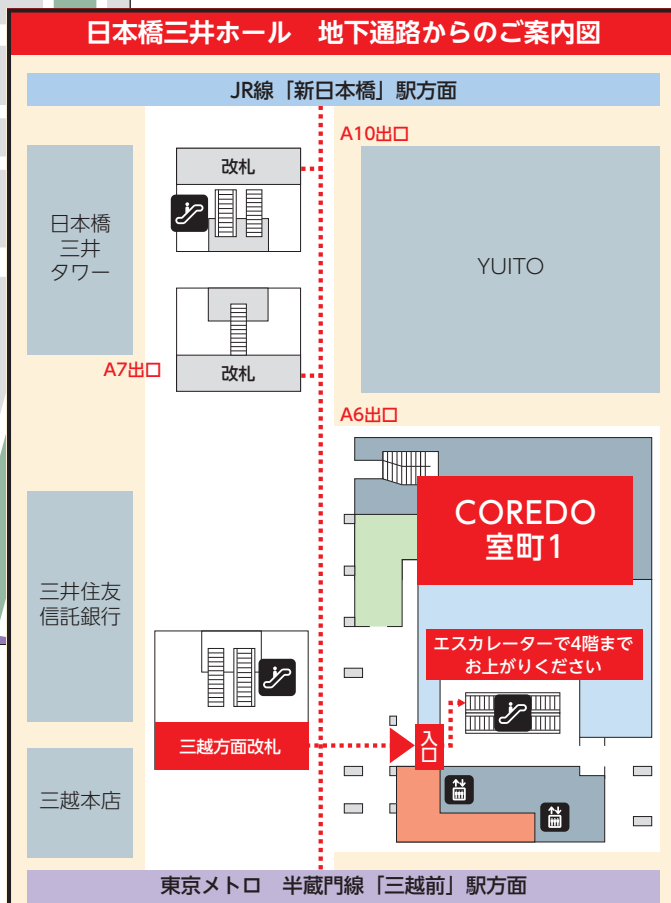
「新日本橋」駅 地下道直結

地下道を東京メトロ[三越前駅]方面へ移動

「三越前」駅からのアクセスはこちらをご確認ください。



## 日本橋三井ホール 地下通路からのご案内図



## 株式会社 岡三証券グループ

〒103-8268 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

電話：03-3272-2222 (代表)

<https://www.okasan.jp>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。